

「宮崎県再造林推進条例（仮称）」の骨子（案）の全体図

環境森林課

県民の安全・安心で豊かな暮らし

多面的機能（木材等の林産物の供給、水源の涵養、県土の保全、地球温暖化の緩和、生物多様性の保全など）の発揮

再造林の推進

宮崎県再造林推進条例（仮称）の骨子案

基本理念

再造林の理解促進

- ・ 持続可能な森林の利用に向けた効率化の推進、
県産材需要の拡大
- ・ 担い手の所得と労働環境の向上

関係者の適切な役割分担と相互の連携

基本施策

再造林の推進に向けた気運の醸成（骨子10）

効率化の推進（骨子11）

県産材需要の拡大（骨子12）

担い手・事業者の確保（骨子13）

地域体制の整備（骨子14）

各主体の責務・役割

県（骨子4）

- ・ 施策の総合的かつ計画的な実施
- ・ 市町村の実施する施策への協力
- ・ 森林組合及び事業者の取組の促進
- ・ 各主体の相互連携のための施策 など

市町村（骨子5）

- ・ 県、事業者、森林所有者等との連携、情報の共有
- ・ 地域の特性を踏まえた再造林の推進に関する施策の実施 など

森林所有者（骨子6）

- ・ 再造林の推進
- ・ 県及び市町村が実施する施策への協力 など

森林組合（骨子7）

- ・ 森林所有者からの伐採等の相談対応、事業者等との連携、市町村等との連絡調整
- ・ 県及び市町村が実施する施策への協力 など

事業者（骨子8）

- 林業事業者
 - ・ 森林組合、林業事業者間での連携、情報の交換
- 木材産業事業者
 - ・ 県産材の積極的な活用、木材産業の振興
- その他事業者
 - ・ 事業活動を通じた再造林の推進 など

県民（骨子9）

- ・ 県産材の積極的な利用 など